



報道関係者 各位

令和元年6月17日

宮城労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 西村 秀樹

主任地方労働衛生専門官 長谷川 泰弘

(電話) 022-299-8839

STOP! 熱中症

— 職場の熱中症予防対策の徹底を呼びかけ —

- 宮城労働局（局長 代田 雅彦）は、昨年、県内の熱中症による死傷災害が急増したことを踏まえ、今年の暑い時期を迎える前に十分な熱中症対策を講じるよう、呼びかけています。
- WBGT 計（暑さ指数計）による暑さ指数の把握、暑さ指数を下げるための設備の設置、作業時間の短縮などの対策に取り組むことが重要です。

1 宮城県内の熱中症発生状況（別添1参照）

- 平成30年に宮城県内で熱中症による労働災害に休業4日以上の死傷者数は18人で、うち死亡された方が1人となり、過去10年間で最も多くなっています。
- 屋外・屋内にかかわらず同様に発生しています。また、14時～16時の間に最も多く発生していますが、それ以外の時間帯でも発生しています。
- 例年以上に気温が高かった7月、8月に多く発生しています。
- 業種別では、製造業と建設業で多く発生しています。
- 厚生労働省・宮城労働局は、職場における熱中症対策の一層の推進を図るため、本年9月までを実施期間として「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。（別添2参照）

2 熱中症防止のために有効な取組（例）

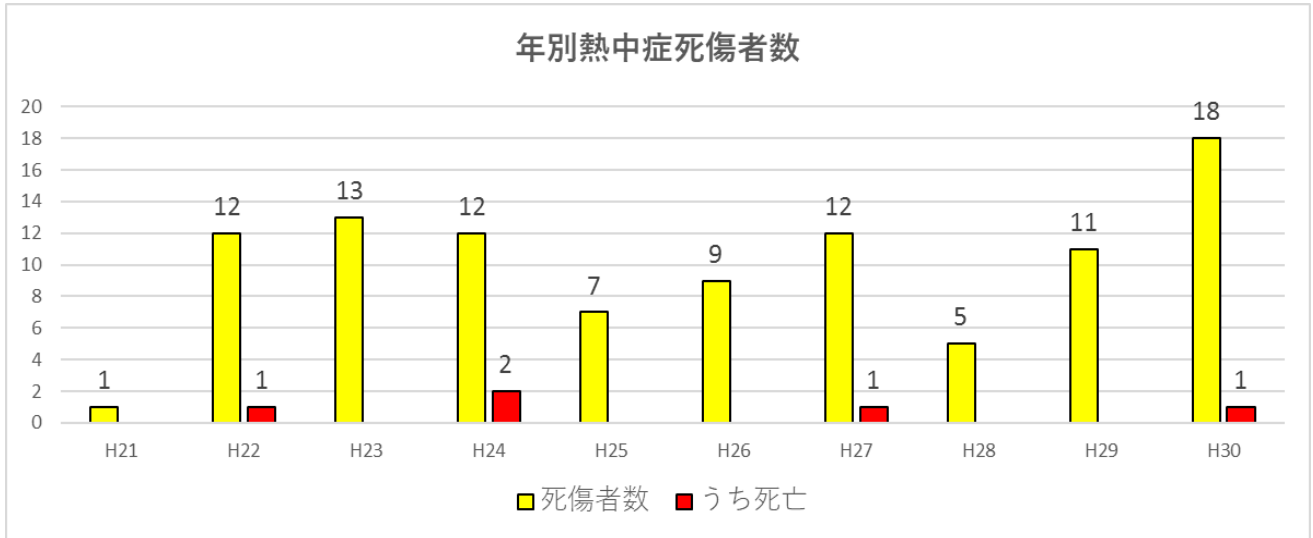
- 日よけや通風をよくするための設備（スポットクーラーなど）を設置し、作業中、適宜散水する。（通風が悪い場所では、散水後の湿度上昇に注意）
- 水分や塩分を補給するもの、氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどの物品を備え付ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰などの涼しい場所を設ける。
- 作業中、適宜 WBGT 計により暑さ指数の測定を行い、周知する。
- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短くする。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 浸透性、通気性のよい作業服等を着用する。
- 作業者の健康状態をあらかじめ確認しておく。特に作業開始前における体調確認をしっかりと行い、作業中は巡視を頻繁に行う。
- 熱中症の症状や予防対策、緊急時の対応等についてあらかじめ作業員に教育を行う。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」展開中

職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐため、事業場における WBGT 値の把握や、緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的に実施し、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、全国的に展開されています。

期間 令和元年 5 月 1 日～9 月 30 日

1 年別熱中症による死傷数の推移（休業4日以上）



2 平成30年における月別・時間帯別発生状況

発生月 \ 発生時間帯	5月	7月	8月	9月
9時	1			
10時		1	1	
11時			1	
12時		1		
14時		2		
15時			4	1
16時		2	2	
18時				1
20時				1(1)

※ 数字は死傷者数であり、() はうち死亡者数で内数

3 業種別発生状況

業種	製造業	建設業	道路貨物 運送業	陸上貨物 取扱業	農業	旅館業	ビルメンテ ナンス業	警備業
死傷者数	6	5	1	1(1)	1	1	1	2

※ 数字は死傷者数であり、() はうち死亡者数で内数

STOP! 熱中症

令和元年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —


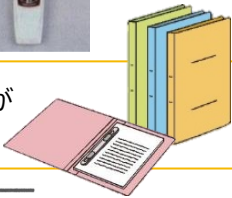




職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 送風機能のある作業服 や クールベスト なども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から 管理者を選任 し、事業場としての 管理体制を整え ましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

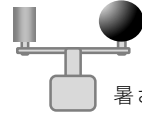


キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ **異常時の措置**

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **一旦作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましよう。**

